

- 5
- 一、小作料前貸は生産検査會指本とし小作料納入期日は舊年分を翌年一月二十日限りとする（例へば昭和十年度分を昭和十一年一月二十日限り納入するか如し）
  - 一、小作人は地主に申し従来の蒲納小作料として二石四斗を昭和十年十二月末日限り納入すること、地主方は右納入を受けたる時は小作人より地主方に差入たる二倍の借用証書を小作人に返還すること
  - 一、小作人は地主の承諾なくして本件新地を他に轉賣することを経ず
  - 一、小作人が前記義務不履行をなしたる時は本件新地が公用の爲買却の必要を生じたる時は小作人は地主方の責に應じ且に土地返還をなすこと

發第一九號

昭和十一年一月二十日

福岡出張所長 清原 進

糸島郡深江村に於ける小作爭議狀況別紙の通御送付申上候